

日本学生支援機構奨学金 収入に関するチェックシート

学籍番号: _____ 氏名: _____

日本学生支援機構では、父母のマイナンバー情報をもとに、各家庭の収入状況を確認します。
2025年度在学採用(秋学期)に申請された場合、2024年1月～12月の収入で審査されます。
ただし、状況によっては別途手続きが必要な場合があります。
以下の質問に対して、当てはまるもの全てにチェックをし、どのように収入審査をされるか確認してください。

	状況	チェック項目	「はい」に該当する方	審査方法など
①	2024年1月2日以降に生計維持者が転職し、減収となった。 ※転職したが減収になっていない場合は、「いいえ」を選択	☐ はい (年 月 日 退職→ 年 月 日 就職・開業) 該当するものにチェック ☐ 2024年1月2日以降にA社を退社し、B社に所属している。 ☐ 2024年1月2日以降にA社を退社し、開業した。 ☐ 2024年1月2日以降に正社員から非正規職員となった。	☐ 父 ☐ 母	②の希望により、異なります。
		☐ いいえ		2024年1月～12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査されます。
②	【①で「はい」を選択した方のみ回答】 転職し減収となった場合でも、2024年1月～12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査されます。 ただし、マイナンバー情報の審査で<u>第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、直近の収入での再審査を希望することも可能です。</u> (後日、給与明細等を書面で提出する必要があります。) 再審査を希望しますか。 ※詳細は、「貸与奨学金案内」p.35～p.37を参照	☐ はい	☐ 父 ☐ 母	スカラネット入力時に、必ず「⑨あなたの家族情報2(2)(e)」の再審査に関する質問で「はい」を選択してください。 ※この用紙で「はい」を選択しても、スカラネット入力時に再審査を希望しなかった場合は、再審査はされません。
		☐ いいえ		2024年1月～12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査されます。不採用となっても再審査はありません。
③	失職し現在は無職であるなど、貸与奨学金案内p.47に記載されている家計急変事由に該当する。	☐ はい (事由発生日 年 月 日) (事由:)	☐ 父 ☐ 母	・2024年1月～12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査を受けて問題ない場合は、在学採用で申し込みをしてください。 ・家計急変事由が発生から12ヶ月以内の場合、緊急応急採用(減収後の収入で審査が可能)に出願できる場合があります。詳細は貸与奨学金案内p.47～54をご確認のうえ、申請をご希望の方は、所属校舎の学生課へ連絡してください。
		☐ いいえ		2024年1月～12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査されます。
④	同一生計の父母のマイナンバーが提出できない (病気や海外赴任等)	☐ はい ☐ いいえ	☐ 父 ☐ 母	「はい」を選択した場合は、別途書類提出が必要です。所属校舎の学生課へお問い合わせください。

*ご記入いただいた情報は、大学における奨学金業務のために使用し、その他の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先＞ 横浜学生課 TEL 045-863-2029 白金学生課 TEL 03-5421-5157